

労務通信

2014.12月号

健康保険の手当金不正請求防止のため、
算定方法見直しへ



◆見直しの対象となる給付は？

現在、厚生労働省で健康保険の海外療養費・傷病手当金・出産手当金の見直しについて議論されています。問題となっているのは「不正請求」です。昨年5月31日施行の改正健康保険法で、協会けんぽに事業主への立入調査権が認められましたが、不正請求が疑われるケースが依然として多いことから、防止策を講じるため、来年の通常国会に改正案が提出される見通しです。

◆調査結果に見る傷病手当金受給者の状況

今年7月7日付で協会けんぽが公表した調査結果「全国健康保険協会（協会けんぽ）傷病手当金受給者の状況について」によれば、2013年は「精神および行動の障害」が受給原因の25.7%を占め、1998年と比較して5倍以上増加しています。支給回数では「1回」が32%で最も多い一方、「11回以上」が15%で2番目に多くなっています。11回以上申請する人の傷病別構成割合を見ると、40.4%を「精神および行動の障害」が占めています。なお、平均支給期間も「精神および行動の障害」が「220日」と最も長くなっています。

近年、精神疾患により休職する労働者の増加が懸念されていますが、医療保険財政においても、保険料負担増につながりかねない問題となっています。

◆不正請求の手口と見直しの内容

傷病手当金・出産手当金の不正請求で多いのは、報酬を水増しして申請するケースや、雇用実態のない者からの請求です。そのため、報酬の水増しに対しては、休職直前の月の報酬を算定の基礎とする現行の方法から、直近1年分を見る方法へと変更する案が出ています。

また、雇用実態のない者からの請求に対しては、被保険者期間1年未満の者の算定の基礎を見直す案が出ています。

海外療養費については、渡航事実がないにもかかわらず請求するケースが見受けられ、対策として、支給申請時にパスポートの写し等を添付させる案が出ています。

法改正情報

◆マイカー通勤の非課税限度額が引き上げられました（平成 26 年 10 月 20 日）より。

平成 26 年 10 月 17 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成 26 年 10 月 20 日からマイカー通勤者等（自動車などの交通用具を使用して通勤している者）の通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。改正内容は以下の通りです。

区 分	非課税限度額	
	改正前	改正後
片道 2 km 未満	(全額課税)	(全額課税)
片道 2 km 以上 10 km 未満	4,100 円	4,200 円
片道 10 km 以上 15 km 未満	6,500 円	7,100 円
片道 15 km 以上 25 km 未満	11,300 円	12,900 円
片道 25 km 以上 35 km 未満	16,100 円	18,700 円
片道 35 km 以上 45 km 未満	20,900 円	24,400 円
片道 45 km 以上 55 km 未満	24,500 円	28,000 円
片道 55 km 以上		31,600 円

改正後は、新たに通勤距離が「片道 55 km 以上」の区分が新設されました。また、**この改正は平成 26 年 4 月 1 日にさかのぼって適用されるため**、改正に伴う精算を年末調整において行うこととされております。詳細は国税庁のホームページでご確認ください。

< 国税庁HP：通勤手当の非課税限度額の引上げについて >

<http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/>

事務所よりひとこと

◆中途退職者の非課税支給額の精算は？

2014年も残すところ、あと1ヶ月となりました。当事務所内は通常業務に加え、年末賞与と年末調整の計算処理が加わり、社員もパソコン周辺機器もフル稼働です。年末は何かとバタバタして、ミスが発生しやすい時期ですが、気を引き締めて仕事に取り組みないといけませんね。そんな中、突然公布され、施行されてしまった通勤手当の非課税限度額の改正。今年4月に消費税が増税され、公共交通機関利用者の通勤手当は運賃値上げにより見直しをされた方は多いと思います。マイカー通勤者については何の改正もなくこのままいくのかと思いきや、この時期に・・・それも、さかのぼり・・・

給与担当者様の頭を悩ます問題として、すでに退職し、源泉徴収票を交付している者に対する対応ですが、国税庁のHPでは、支払金額を訂正した源泉徴収票を再交付するよう掲載されています。詳しくは関与税理士、会計事務所等へお問い合わせされることをお勧めいたします。